

吹田市環境影響評価審査会（平成23年度第1回）会議録

日 時：平成23年（2011年）8月31日（水）18:00～19:30

場 所：吹田市民会館3階 会議室4

出席者：委 員：塚本会長、山中副会長、秋岡委員、小田委員、桑野委員、

中野委員、張野委員、福田委員、松村委員、保田委員

事務局：羽間部長、柚山次長、後藤環境政策推進監、畑澤総括参事、

（地球環境課）萬谷主査、野田主査、伊勢田、三笹

（環境政策課）中嶋課長、清水主査

連絡調整会議：産業にぎわい創造室 江原総括参事

環境保全課 齊藤課長、

東部拠点整備室 山本室長 平野主幹、

交通政策課 船木課長、緑と水のふれあい課 福田室長

傍聴者：5名

内 容：

報告事項

- （1）吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る事後監視年次状況報告書（平成22年度版）
- （2）吹田東部拠点土地地区画整理事業に係る事後監視年次状況報告書（平成22年度版）
- （3）（仮称）吹田千里丘計画に係る事後監視年次状況報告書（平成22年度版）
- （4）吹田市環境影響評価条例改正について

事務局（野田主査）

本日は御多忙の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、平成23年度第1回吹田市環境影響評価審査会の御開催をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。本日の審査会委員の御出席状況でございますが、13名中7名の委員の方に御出席いただいております。したがって、審査会の開催の成立要件を満たしておりますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、本日の傍聴希望につきまして、報告させていただきます。本日は5名の方から傍聴希望があり、傍聴取扱要領に基づき、5名の方に入室していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（傍聴者入室）

それでは、ご審議に先立ち、職員紹介及び資料の確認をさせていただきます。

初めに、今年の4月1日付けで、環境部におきまして業務移管がございましたので、ご報告させていただきます。

環境影響評価審査会の庶務につきましては、今まで環境保全課が承っております

が、今年の4月以降は、地球環境課が担当させて頂くこととなりましたので、よろしくお願ひします。また、業務移管、人事異動に伴い、事務局の職員も代わりましたので、ご紹介申し上げます。

(職員紹介)

では、会長、よろしくお願ひいたします。

<報告事項1 吹田貨物ターミナル駅(仮称)建設事業に係る事後監視年次状況報告書(平成22年度版)>

(会長の開会のあいさつのあと、吹田貨物ターミナル駅(仮称)建設事業に係る事後監視年次状況報告書(平成22年度版)について、事務局に説明を求める。)

事務局(野田主査)

(資料1-2をもとに説明し、昨年度の苦情の概要について報告。)

なお、工事に対する住民からの苦情についてですが、事業区域に面する場所にお住まいの住民より、騒音・振動と砂ぼこりに関する苦情をいただいております。騒音・振動については、二重三重の防音シートの設置を求めるとともに、詳細な作業内容を事前に住民に説明し、理解を求めるなどの対応を促し、事業者を実施させました。また、砂ぼこりに関しましては、散水車の稼働頻度を増やすとともに、散水範囲を拡大させるなどの対応を促し、事業者を実施させました。

会長

今の説明につきまして、ご意見等ありますか。

委員

騒音・振動が少しオーバーしているということですが、その時期はいつ頃だったのか。データは1年間分ですが、もしそれがかなり早い時期に起こって、改善されたのかどうか。対策をいくつか書かれています。この対策がなされて、その後は生じていないのか教えてください。

連絡調整会議(斉藤環境保全課長)

時期につきましては、これは定期的に夜間工事が行われておりまして、工事内容としてはレールを敷くなどがございます。都度注意してもらってはいますが、現実にはLmaxの基準を超えることがございます。こちらからも注意喚起はしていますがイレギュラーな音がでてしまうということがございます。

事務局(後藤環境政策推進監)

訂正をさせていただきます。報告書の143ページをご覧ください。表5.2.1A区間に

おける昼間の騒音を2種類測ったものです。上段がLA5、下段がLmax、これは瞬間的に大きな音が出るもの。左のページに評価の基準値として、LA5 これは騒音レベルの90%レンジ上端値 85 デシベル以下であることを評価の基準値としております。一方Lmax、瞬間の音につきましては特に目標値を定めておりませんので、「基準を超えた」という表現で説明させていただきましたが、そうではなく、およその目安として昼間で70 デシベル、夜間で60 デシベル、これを超えたところがあった、という概要の説明になります。建設機械の稼働につきましては昼間、夜間に分けてそれぞれA～F区間に関する数字を事業者がレポートに並べたものです。LA5 で目標 85 デシベルを超えたものは一切ございません。Lmax につきましては、143 ページにございます No13、No24 の冬季1月13日についてのデータになります。この時に71 デシベルを記録しております。同様に149 ページに2箇所 No11、No20、164 ページに1箇所 No28 で79 デシベル出ております。春夏秋冬で70 デシベルを超えているのが No28 の地点になります。夜間につきましては、60 デシベルを超えているところは、174 ページで同じく No11、No20、No22 の穂波町、西の庄、内本町で63、64、61 デシベル出ております。合わせて建設機械以外の騒音もご参照いただきたいのですが、例えば61 デシベル出ている内本町では、建設機械以外の騒音が81 デシベル出ています。もともと70 デシベルを超えるバックグラウンドをもっている地域で60 台の数字が出ているところがあります。先ほどご質問のありました、その後どうなったかということにつきましては、順次防音シートを張っておりますし、工事の内容も変わっておりますので、先日も事業者は騒音測定を実施しておりましたので、その結果については、もう少し時間がかかりますのでまたご報告させていただきます。

委員

住民の方から苦情があったとのことですが、それに対する対策もきちんと対応を執られたことは確認できているのでしょうか。

事務局（野田主査）

騒音、振動の苦情対応につきましては、防音シートの設置、また事前に住民に作業内容を周知するよう事業者に求めており、事業者も実施しております。

委員

わかりました。

会長

質問の趣旨は「その後、住民からの苦情が収まったか」というものでしょう。

事務局（野田主査）

苦情については、それ以降はないということです。

会長

わかりました。他にご質問は。では一つ教えていただきたいのが表現上の問題なのですが。全部資料1-2なのですが、(4)だけ「本市は、引き続き・・・」がないのは理由があるのでしょうか。これからのことだからでしょうか。ほかと同じようにやっていますよね、文章的にはこれも「引き続き」と同じ表現で読んでよろしいでしょうか。できたら同じように表現した方が。これは事後監視の流れとして、行政の指導があるわけですから、流れがわかるような表現にしておいた方がよい。他何かございますか。砂ぼこりも同じですか。散水によって苦情はなくなりましたか。基準の値だけでなく苦情もバロメータになりますから、そこでどんな対応をされ、指導がなされてどうなったかということです。1番目はよろしいでしょうか。では2番目の説明をお願いします。

<報告事項2 吹田東部拠点土地区画整理事業事後監視年次状況報告書（平成22年度版）>

事務局（野田主査）

（資料2-2をもとに説明し、昨年度の苦情の概要について報告。）

なお、本工事について、騒音・振動と砂ぼこり等に関する苦情はございません。

会長

これにつきましてご質問などはありますか。

委員

1番目もそうなのですが、立ち入り検査というのはもちろん事前連絡なしで突然現場に行っているのでしょうか。

事務局（野田主査）

いえ、事前連絡の上立ち入りしております。

委員

そうですか。では、立ち入り検査で確認されている事項はどういったものでしょうか。

事務局（野田主査）

事業者が事業計画書で挙げている環境保全の措置についてです。区画整理については資料2の54ページ以降をご覧ください。例えば建設機械の稼動に伴う、大気汚染に対する配慮ということで事業者が具体的に掲げている環境保全のための措置についての確認を行っています。54ページ大気汚染の(1)②に「可能な限り・・・排ガス対策型

建設機械を採用する」とありますが、実際に現場で稼動している建設機械を確認して排出ガス対策型のものが使われているかどうか確認するなどです。

委員

わかりました。

会長

他何かございませんか。では、私のほうから一つ。3ページのNo.c騒音、振動ともに「確認できず」とあります。いずれにしても建設音と周辺音の合成値として騒音を測られていると思うのですが、No.cだけ確認できないのはわからないのですが。

事務局（後藤環境政策推進監）

資料2の37ページをご覧ください。c、d、e地点については「BG（バックグラウンド）以下」という表現になっておりまして、これはバックグラウンドに埋もれて、バックグラウンド以下で測定できなかったという表現です。

会長

であれば資料2-2も本編に合わせたほうがいいのでは。「確認できず」ということは、本当は高いのではないかと思わせる。この資料は当然公的な資料として残るものですね。

事務局（後藤環境政策推進監）

公式に残るのは事業者から提出された報告書です。こういった審査会、議会においてこの分厚いものをお読みください、となかなかいかないで、市として作成した報告書概要になります。

会長

説明資料であるわけですね。であればなおさら表現を整理した方がよいのではないのでしょうか。そうだとすると同じような意味合いで、資料の1-2も2-2も5の今後の予定までしか書かれていないので、住民の苦情への対応、住民の苦情があったのか、なかったのかといったようなことへの対応、説明は口頭ではありましたが、それは記述されていませんが、いいのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

あくまで報告書の概要として作成しております。

会長

わかりました。では他に何か。それでは3番目にいきましょうか。

<報告事項3 (仮称)吹田千里丘計画事後監視年次状況報告書(平成22年度版)>

事務局(野田主査)

(資料3-2をもとに説明し、昨年度の苦情の概要について報告)

資料3-2「5今後の対応」を「5今後の工事予定」に修正。

工事に対する住民からの苦情についてですが、主なものとして、砂ぼこりと工事関連車両の表示に関する苦情をいただいております。砂ぼこりに関しましては、散水車の稼動頻度を増やすとともに、散水範囲を拡大させるなどの対応を促し、事業者を実施させました。工事関連車両の表示については、外部から認識しやすい表示とするように事業者に対応を求め、実施させました。

会長

これにつきまして、ご質問などはありますか。

委員

3案件全てに共通することなのですが、冒頭に会長から話があったように審査会の開催の間が空いてしまっている。その間にいくつか市民から苦情があったと思います。私は常々思っているのですが、基準値を下回っているから「まあまあ平気」、「是」とするのではなく、●先生からもお話があったように、市民の立場で、内容をよく精査して、人間的に対応してあげていただけたらいいんじゃないかと思っています。

時間がかかってますんで、生物多様性の問題で、移入種っていうのは随分たくさんあると思うんです。所謂空き地、あまり工事していないところには外来種が入り易いんです。だからそういった移入種の問題は非常に大きいと思うし、時間がかかればかかるほど大きくなってきますので神経を使っただけいたらありがたいなど。

当然操車場の工事は時間がかかっていますから、その間に線路を外した礫が残っていて、その間にスワンプ的なところに生物が増えたと。そこを工事でひっくり返すと破壊されるのは当たり前だと思っていますので、自分が期待しているのは、長い期間人が入れずに放置されていた部分に構築された生物相っていうのは、今度新しくできた環境に対しても同じだろうと思うんですよ。新しくできた環境に時間がかかってくると、そこに適した生物相ができてくるだろう、と期待しています。古い、立ち入りができなかった時の生物相は破壊されるだろうけれども、新しくできる環境に適応した生物相に期待していますので、今言ったように、移入種の問題は非常に大きいと思いますので十分注意していただきたい。

事前資料3の33から34ページ、見開きの赤い箇所1を拝見すると3月10日の写真とありますが、落葉した広葉樹みたいなものが写っていますね。こういう状況は、出来上がったときに非常に有効な植物相だと思いますので、こういったところの臨床部に移入種が入らないよう、移入種というと、いわゆる外国から入ってきた雑草と称すもの、そういうものが密になってくるとなかなか防御しにくい、気がついたときに

採っちゃうと割合工事しやすいということがある。さっきから言っているように、特に空き地の部分に移入種が入ってこないような努力を事業者にぜひ言ってほしいし、役所のほうも注意していただければありがたいと思っております。ですから、この33ページ、34ページの見開きページにアベマキ、コナラというような表現があって、そういう木々というのは雑木林として有効だと思うのでぜひ注意していただきたい。これは、今日の議題の1、2、3を通じて共通に言えることです。

委員

私も●先生に関連して、共通で、32ページに法面成形がありますね、これって割と法面保護するときに種子を撒いたりするのですが、たいがい安い外来種が選定されやすいんです。その辺も気をつけておられたほうが。監視しておかないと、そういったものが拡散したりしますので。これも1から3共通事項です。

委員

先ほど出ました「確認できる」という表現や、「バックグラウンドレベル以下」とはどういう意味でしょうか。バックグラウンドの設定。そういった表現は一般的なのでしょうか。と言いますのも今、放射能で「検出されず」という表現がはやっていますよね、それって検出の下限値のことなののでしょうか。それとよく似ていると思います。一般的にみた場合に「バックグラウンド以下」とはどういうものかご教示いただきたい。

委員

騒音は工事前の現状レベルが一応基準になっていると思うんです。ただ既にそこが環境基準を超えているというケースもあり、その場合は、事業によって下げるプランを考えていただきたいと申し上げることがあります。いずれにしても工事前の状態が元になっていると思います。

委員

例えば、資料1の245ページ表5.3.14を見ると、「何とか以下」というところと、記号の「< (以下)」という表現に見られるように「言葉」と「数字」が混ざっているところと、もう一つは4の注釈で「BG以下とは、建設機械の振動をレベルレコーダの波形で確認できなかった」とあり、先生が仰っていただいた説明と矛盾するのかなと。

委員

私の理解では「以下」では、測定不能と理解している。測定器もある範囲しか測れませんので、測れないほど小さかったとわたくしは解釈いたしております。

事務局（後藤環境政策推進監）

騒音と振動で話が違うかもしれませんが、資料1の143ページをご覧ください。例えばLmaxの注釈には「レベルレコーダの波形で確認できなかったことを示す」とあります。この表においてのバックグラウンドはこれのことを指すのではと理解しております。このLmaxの春季をご覧ください。これは5月21日に測定をしております。No13をみますと、建設機械以外の騒音として、62から89デシベルで74デシベル出ております。この表においてのBGというのは、これのことを指すのではないかと思います。騒音計で測ったときに特異的なガーンという建設機械の音をレコーダーと録音機で拾いまして、音が出たときの波形から何デシベルと数字を出す。その時に74デシベルというバックグラウンドに隠れてしまうとレコーダーでピークが出ず、それをBG以下ということになります。

委員

わかりました。結局レコーダー自身はほぼ同じような感度だという認識ですか。今の話ではレコーダーの感度の違いがあってずれが出てくると。特に今放射線で言われているので危惧される方がおられるかなと思ひまして。

事務局（後藤環境政策推進監）

検定を受けているか、確認しておきます。

会長

他になにかございますでしょうか。

委員

資料3の24から25ページにかけて5項目ありまして、景観については配慮されて見直されている部分があると思いますので、できれば20階建が15階建に変更したことにより景観上どう変わったか、視覚的に確認できるのが望ましい。項目の56ページでも「色彩等については、周辺との調和に努める」とありますが、計画の方がだいぶ進められていると思うので、調和に努められていることについてそういうものがあつたら、確認できるかなと思います。事後監視に記載すべき内容が文字だけなのかはわかりませんが。

会長

おそらく年度が来ていないのではないかと。もしくは、年次報告で景観はないのでしたか。

事務局（後藤環境政策推進監）

年次報告に景観は入っておりません。完成後に見る事になる。評価書で経過の予測

としまして、従前と完成後、存在の影響をフォトモンタージュで掲載しております。そして最終的な報告書は供用後 1 年、そこで最終的に出てくるのは写真となり、それが掲載されるということになります。

会長

先生は、それを早い段階でつき合わせたほうがよいと仰っている。

委員

以前確認しているところから、建設が始まれば変わってきているわけなので、おそらく改善の方向とは思いますが、もし可能であればこういうところで確認した方が安全かなど。できあがると修正しようがありませんので。

副会長

評価書以降変わっていますか。評価書通りにできていればいいということですか。

委員

20 階のタワー棟を 15 階に変更したのが、評価書でも変わったのか。

事務局（後藤環境政策推進監）

基本的に評価書のままです。平成 23 年 3 月末現在どうなっているか後追いためたものですので。変更も後退することもあり得ません。

委員

わかりました。評価書通りに進められているということですね。

委員

交通に関してですが、26 ページの項目 77 で「なるべく乗り合わせで来るように指導している」とある。実際どうなっているのかと、作業人数と乗り合わせの車の数や率など、合わせて把握しているのか。事務局にはもう一声状況把握に踏み出して欲しいところです。

会長

どのように事後監視を遂行していますか。

事務局（後藤環境政策推進監）

アセス制度共通の課題かと存じますが、実際に工事開始時に最も良いのは現場で常時監視するのが良いのですが、人員の都合上、定期的に立ち入りをする、手続き条例として事業者に報告を求めるのが限界です。それを補うものとして、近隣住民からの

情報、時には苦情という形で入ってきますが、そういうものから情報を得て、事業者を指導していく。確かに、平均乗り合いの割合等の把握も検討しなければならないと思いますが、報告で監視する以上のことはできていないのが今のところです。

委員

報告で監視して欲しいのです。左ページの環境保全措置の内容であるならば、「指導します」では答えになっていないでしょう。削減するという措置の内容であるならば、「これだけ削減したよ」という実効性を報告するよう、内容との整合性を取るようしていただきたいということです。

事務局（後藤環境政策推進監）

いただいたご意見を事業者へ伝え、何らかの報告をさせます。

会長

1、2番目は前のことで忘れているところがあるのですが、建設機械の「できる限り、可能な限り低騒音型を使用する」というところと、「低騒音型を使用しなさい」と言うのと、何か議論があって、基準が違ったのでしたっけ。例えば、1番と2番を見ると低騒音型の使用割合を高めると書いてありますが、3番になると一応全部低騒音型を使うと書かれてあり、そういう意味ではダブルスタンダードになってしまっています。もともとそうだったのでしたっけ。

事務局（後藤環境政策推進監）

いくつか理由がございまして、1は現場が特殊で、鉄道敷地内で低騒音型がないことが明らかになったためで、2は鉄道敷地内ではあるが、似ているが一般的な工事になりますので。

会長

まだ「可能な限り」という表現は残っていたのでしたか。「できる限り」、「可能な限り」を取りましたよね。要するに、それごとに合っていればいいのですが。

事務局（萬谷主査）

東部拠点土地区画整理事業に関しては、事業者から返していただいていた保全のための措置の内容については「可能な限り」という文言が残ってございました。千里丘計画、その後の事業になりますが、そちらでは「可能な限り」という言葉はなくなっております。

会長

要するに、事業者の姿勢に依って答えが違っていたということですね。その通り実

施されていけばよいのです。わかりました。

委員

1番のところで、低騒音型がない工事についてはやむを得ないということでしたが、結構大きい騒音が出ているときがあるということですね。これの対策として低騒音型の建設機械の使用割合を高めると書かれているのですが、ここはどう考えますでしょうか。

会長

それについては実効性のある指導がなされているか、という意味ですかね。

委員

資料1-2(2)アのところなんですけれど、低騒音型の建設機械がありながら使用していないということを意味しているのでしょうか。

連絡調整会議（斉藤環境保全課長）

立ち入り時、全て低騒音型であることを確認しています。割合を高めていく、と書かれておりますが、実際には全て低騒音型を使用されておりました。

事務局（後藤環境政策推進監）

ここは表現確認いたします。今や低騒音型以外見つかりませんので。

委員

矛盾を感じたもので。

会長

実情に合った表現にするように。その他ご意見等ございませんか。

(なし)

<報告事項4 吹田市環境影響評価条例の改正について>

事務局（萬谷主査）

(資料4・5をもとに説明。)

今後は9月5日に資料5の骨子案をパブリックコメントにかけます。

会長

審査会では、この報告を聞いておけばよいのですね。これにしたがって審査会で部会を開催したり、議論したりする必要があるわけではないのですか。

事務局（萬谷主査）

その通りでございます。審査会でご議論いただく内容につきましては、条例上、技術指針につきまして必ず諮問を行い、答申をいただくという形を取るのですが、昨年度集中的に部会を作ってご審議を頂きまして、答申をいただいております。その内容につきましては、手続そのものが今回の修正におきましても変わってはおきませんので、そのまま答申は生かした形で、今後条例改正後にその答申に基づいて技術指針の改定を行いたいというように考えております。

会長

今の報告についてご質問等ございませんでしょうか。ないようでしたら本日は以上を持ちまして環境影響評価審査会を終了します。